

つかってなんぼ、日本国憲法。

2~3面 「憲法は、活かすも殺すも国民次第」
南野 森 (憲法学者)

4~5面 沖縄の願い『憲法手帳』のはなし
加藤 裕 (沖縄県憲法普及協議会 会長代行)

6面 平和への一步は本屋から
岩下 結 (よりまし堂店主・フリー編集者)

The Young Women's
Christian Association

YWCA

6

JUNE
2026

No.792

Since 1905

〈第34総会期主題聖句〉
平和を実現する人々は幸いである
—マタイによる福音書5章9節—

〈ビジョン〉
女性がリーダーシップを発揮し、
人権・平和・環境を大切にする社会

〈ミッション〉
若い女性をエンパワーし、共に社会変革を進めます。

〈バリュー〉
キリスト教基盤 平和・環境 人権 セーフスペース



憲法は、活かすも殺すも国民次第

憲法学者 南野森

普段の暮らしではピンとこないけれど、日本国憲法は私たちの日常生活を支えている身近な存在。一人ひとりをまもる日本の最強ルールです。じつは大事な憲法のこと、よく知らずにいてはもったいない。そこで、わかりやすい解説で評判の憲法学者、南野森さんに教えてもらいました。一見難しそうですが、読み始めると大切なことがよくわかるはず。

国家権力の やりた放題にさせない

憲法とは何か。簡単に聞かせるが、実は答えるのが難しい問いである。そしてまた、多様な角度から回答可能な問いでもある。

よく言われるように、憲法は、国家権力を統制する法である。国家権力とは、簡単に言えば政府であり、国会であり、裁判所である。国家権力は、本来は、国民を守り幸せにするために存在するものであるが、それを実際に動かすのも人間である以上、時に誤り、時に国民を苦しめてしまう。これが国家権力の暴走であり濫用であるが、そういうことが起きないように、憲法は国家権力をコントロールするのである。別な言い方をすれば、法律は国民にあれこれ命令するものであるが、憲法は、そんな法律を作り押し付ける側に

戦前の憲法と 戦後の憲法の違いに注目

あれこれ命令するものであって、国民にあれこれ命じるものではない、ということになる。

戦前と戦後の憲法の違いはたくさんあるが、なかでも「違憲審査制」の有無は、制度面での最も重要な違いである。戦前は違憲審査制がなかったから、たとえ憲法に人権が書かれていても、議会がそれを侵す法律を作ってしまったら、誰も何もできなかった。

しかし現在は、いざという時には最高裁が法律を違憲と判断してくれる。法律は国会の多数決で制定されるが、多数決とは要するに少数派の意見を無視することだから、国会の作った法律が少数派の人権を侵害することがありうるわけである。そのような場合、最高裁の出番となる。民主主義方

歳、多数決万歳とはしないのが、戦後日本の立憲主義なのである。

また、戦前には男女平等もなかったし、表現の自由や思想・信条の自由、宗教の自由も十分には保障されていなかった。それらが正面から保障され、そして何よりもその根本的理念として、すべての国民が「個人として」尊重される（憲法13条）ようになったのが、戦前と戦後の憲法の思想面での最重要の違いである。

もちろん、現実にはまだまだ男女平等にはほど遠いように、憲法の自由主義、平等主義、個人主義という理念はこの日本社会の隅々にまで十分に行き渡っているとはとても言えない。憲法は福祉国家の理念に基づき、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法25条）をも保障しているが、これまた、いまだに貧困に苦しむ国民はあちこちにいる。

しばしば、戦争放棄と戦力不保持を定める憲法9条（これも戦前と戦後の憲法の大きな違いの一つである）について、理念と現実の差が激しいなどと言われるが、憲法の定める理念が現実になっていないのは、なにも9条に限ったことではない。

たとえば国会議員が 憲法に違反したら

刑法に違反すれば逮捕されたり処罰されたりするし、契約に違反したり他人に損害を与えたりすると裁判で賠償金の支払いを命じられたりする。では、憲法に違反するとどうなるのだろうか。

実は、国家権力が憲法に違反しても、誰かが刑務所に入ったり、誰かが損害賠償責任を負ったりすることはまずない。これも法律と憲法の大きな違いであるが、憲法には、その実効性を担保するための強制的な手段がほぼ存在しないのである。

いや、違憲審査制があるではないか、と思った読者もいるかもしれない。たしかにそうであるが、しかし、最高裁がある法律を違憲と判断したからといって、それだけでその法律が消えてなくなるわけではない。国会が違憲判決を無視すれば、その法律はそのまま残り続けることになる。NHKのドラ

あわせて
読みたい

改訂新版

10歳から読める・わかる
いちばんやさしい
日本国憲法南野森 監修
東京書店
(2026年6月)

子どもにも理解しやすい言葉で、日本国憲法の定義や意義、主要条項の成り立ちや考え方など詳しく解説した入門書。「国民主権」、「平和主義」、「国民の権利と義務」など、小学6年生の公民分野の授業内容を中心に要点を絞ってまとめている。好評を博した2017年の初版から最新情報を加えてリニューアルした改訂新版。憲法カフェのテキストに、また今さら聞けない大人の学び直しにもおすすめ。



profile

みなみの・しげる

京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学法学部を卒業後、同大学大学院法学政治学研究科、パリ第十大学大学院で憲法学・法哲学を専攻。2002年、九州大学法学部助教授。2014年、同教授。当時アイドルグループ「AKB48」のメンバーで現役高校生であった内山奈月への憲法講義をまとめた『憲法主義』が話題に。近年は、憲法学の講義をYouTubeで公開している。また、月刊誌『福音宣教』（オリエンズ宗教研究所）にてエッセイ「京・江戸・博多、そして巴里」を連載中。

マ「虎に翼」でも描かれた尊属殺人事件のモデルとなった1973年の判決で、最高裁は刑法200条の「尊属殺人重罰規定」を憲法14条違反と判断した。しかし、自民党内に同規定の削除に強く反対する人々があり、国会はなんと22年間も刑法200条をそのまま放置してしまっただけ。

さすがにこれは過去の例外的な話であるが、近年でも、2023年の「性同一性障害特例法」の違憲決定からもうすぐ3年になるのに、国会は同法をいまだに改正していない。

憲法の理念や憲法の規定を国家権力に守らせるといふ立憲主義の課題は、なかなか実現の難しいものである。違憲判決が出てそれが政治部門に守られないことがあるのみならず、裁判部門が政治部門に遠慮して違憲判決を出

さなかつたり、そもそも、あれやこれやの訴訟法上の理屈により裁判の対象にならない憲法問題も数多くあるからである。裁判の対象になったとしても、やはりあれやこれやの理屈で裁判所が正面からの憲法判断を避けることもしばしばある。

たとえば、憲法53条後段には、衆参いずれかの議院の4分の1以上の議員が要求すれば、内閣は臨時国会の「召集を決定しなければならぬ」と書いてあるが、2017年、当時の安倍内閣はこの要求を3ヶ月も無視し続けた。のちに訴訟になったが、最高裁は、2023年、違憲かどうかには触れず、原告の上告を棄却した。

さらに、内閣が自分の好きな時に衆議院を解散できるといふ「解散は首相の伝家の宝刀」といった昨今のおか

しな運用は、憲法上の根拠がなく、解散権の濫用だという批判も学説には存在する。しかし、特定の解散が違憲か合憲かの争いは、なかなか訴訟にはできず、最高裁の判断も望めない。

理想を捨て去るのではなく、
現実を少しでも理想に近づけよう

このように、国家権力を憲法で統制するのは、言うは易し行うは難し、であって、結局は、国家権力を行使する人々（政治家や役人、裁判官など）が、どこまで「この憲法を尊重し擁護する」（憲法99条）つもりがあるか、に依存する。

国家権力が濫用され暴走しないように監視する役割を担うのは、第一に野党議員やマスコミ、そして専門家である。しかし、それだけでは足りない。

野党議員やマスコミ、そして専門家を応援する国民が必要である。はたして政府や与党は憲法の理念を実現しようとしているか、憲法の規定を守っているか。そして野党議員やマスコミ、また専門家は、きちんと国家権力を監視しているか。国民が、国家権力を監視し、そして国家権力を監視する役割の人々をも監視しなければ、その国家権力は、やりたい放題である。

憲法12条前段には、そのことが明確に書かれている。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」と。

憲法をめぐる、なにやらざわついてきた昨今の政治状況である。国民一人ひとりが、憲法について学び、考えることが重要となっている。

沖縄の願い『憲法手帳』のはなし

今こそ憲法を すべての人に

1972年5月15日、米軍の統治から日本に復帰した沖縄で、手のひらサイズの小冊子が出版されました。『憲法手帳』です。日本国憲法の精神を沖縄にあまねく広めようと、市民団体「沖縄県憲法普及協議会」によって制作されたこの手帳は、改訂を重ねながら現在も発行されています。その歩みから、一冊に込められた沖縄の願い、本土へのメッセージをひも解きます。

沖縄県憲法普及協議会 会長代行 **加藤 裕**

平和憲法の下にある
日本への復帰を求めて

沖縄の人々の日本復帰への願いは、「平和憲法の下で基本的人權の保障を願望し」、「基地のない平和の島としての復帰」を求めるものでした。この言葉は、1971年11月、日米間で締結された沖縄返還協定が国会で審議されているときに、当時の琉球政府主席・屋良朝苗（びんぼ）氏が沖縄からの要請をまとめた「復帰措置に関する建議書」に記されています。

同年11月17日、屋良主席がこの建議書を日本政府に手渡そうと羽田空港に到着したちよつどその頃、衆議院特別委員会が在沖米軍基地の存続を認める返還協定が強行採決されたのです。

人々が復帰にかけた願いは裏切られ、米軍基地はそのまま残るだけでなく、復帰と同時に自衛隊が沖縄にも配備されることとなりました。

このように「形が化して」ともいえる平和憲法の下に復帰することになりましたが、当時の那覇市長・平良良松（たいらりょうしょう）さんが、今こそ広く憲法を普及しよう



『憲法手帳』

1972年（三省堂発行）



憲法のほか、戦前の大日本帝国憲法、サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約などの条文を掲載。胸ポケットに収まるサイズで128ページ、130円（当時）。約1万冊発行されたという。

生涯にわたり
肌身離さず携えた

として発案したのが、『憲法手帳』です。

沖縄はアメリカの施政権下において、日本国憲法も含めて何らの憲法ももっていませんでした。そこで、憲法手帳では、日本国憲法の成立過程とその内容を簡単に解説しつつ、これが沖縄に適用されるに至った経過を示し、沖縄の人々が「戦後27年の歴史の中で、たまたかいつた憲法として、この憲法を守

ていなければなりません。」と強調しています。

憲法手帳は、日本国憲法を中心にいくつかの条約と法律の条文を掲載しています。その特徴は、憲法だけでなく、サンフランシスコ講和条約、日米安保条約や沖縄返還協定も掲載されていることです。沖縄には、勝ち取った憲法とともに、その前に立ちほだかる大きな壁があることが、この掲載方法からわかります。

平良さんは、憲法手帳に寄せた序文で、「反戦平和、県民福祉、市民生活の細部と結びついた憲法精神を対置して、憲法の命をよみがえらせなければならぬ。つまり、憲法の初原の命を、本土へさしむけるのである。」との決意を書き記しました。そして「憲法手帳をかざして進もう」と呼びかけました。実際、平良さんは生涯にわたって憲法手帳を肌身離さず持ち歩いたそうです。詳しい記録がなくて不明ですが、この憲法手帳は、那覇市だけでなく各地の自治体で住民に配布されました。

憲法手帳は、1988年1月に、新書版『わたしの憲法手帳』に生まれ変わりました。それまでが条文中心だったのに対し、憲法のそれぞれの条文が沖縄でどのように活かされ、あるいは踏みこじられてきたのかについて、米軍占領時代の事例も含めて具体的に解説しています。最新版は2023年5月発行の『沖縄で学ぶ わたしの憲法手帳 第6版』です。ここでは、人権も民主主義も保障されていなかった米軍施政権下での歴史から、憲法の大切さを解き明かしています。

1946年に行われた戦後初の衆議院選挙は、日本国憲法を制定するた

占領時そして現状から 憲法の意義を解く



『わたしの憲法手帳 イキイキ沖縄ライフ』

1988年
(沖縄県憲法普及協議会)

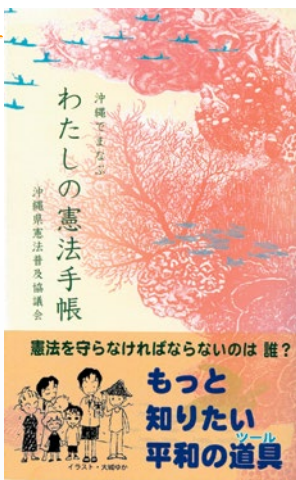
復帰から16年。未来を担う若者に届くよう、沖縄の事例をもとに解説するスタイルに改訂。

めの国会議員を選任するものでしたが、沖縄県民は参加が認められませんでした。本土への渡航も米軍政府による渡航証明書がないと認められず、復帰運動のリーダー瀬長亀次郎さんは、16回も渡航拒否を受けました。また出版物も米軍による許可制でした。軍用地も一方的な命令の下、文字通り「銃剣とブルドーザー」によって暴力的に収用されていきました。憲法の適用がなかった沖縄では、あたりまえの基本的人権が認められていなかったのです。

崇高な理念を 実現させるために

『わたしの憲法手帳』は、他方で、今も憲法の理念が踏みこじられている沖縄の実態を指摘しています。米軍はベ

最新版



『沖縄でまなぶ わたしの憲法手帳』

2023年(沖縄県憲法普及協議会)

復帰から50年を経て、憲法をめぐる状況が大きく変化していることを踏まえ、改憲議論の問題点に言及。辺野古新基地建設をめぐる県民投票など新しい情報も掲載している。憲法そして沖縄の歴史と今を知る手がかりになる1冊。

販売・問い合わせ

098-917-1088 (沖縄合同法律事務所)

トナム戦争当時、沖縄の基地を自由に使用しましたが、憲法の下でも沖縄から海兵隊などがアフガニスタンやイラクなどに派遣されて戦闘に参加しています。辺野古新基地建設をめぐることは、二度にわたる沖縄県民投票の結果が無視されました。また、県民の代表である沖縄県知事が新基地建設のための埋立承認処分を取り消したにもかかわらず、政府と裁判所がひっくり返すなど、憲法で保障されているはずの地方自治が侵害されている現状が続いています。嘉手納基地や普天間基地での米軍機の騒音は裁判所で何度も違法と判断され、住民の人権が奪われているのに、それを差し止める術がないというのが政府と裁判所の見解です。前述の通り、在

沖米軍基地のほとんどは、沖縄戦から戦後にかけて米軍が不法に占領して建設したもので、県民の財産権が侵害され続けているのです。

沖縄は、日本国憲法を追い求めて自ら獲得してきた歴史をもっています。だからこそ、それが現実には合わないから変えてしまおうとか、踏みこじられているからもう役に立たないとかいっているのではなく、復帰前のたまたかと同じように、その理想を社会の中で実現するためにもがき続けています。『わたしの憲法手帳』は、その想いを伝え、すべての人の心に日本国憲法をとどめ、身近なものにしていきたいという希望を掲げ、発行され続けているのです。

平和への一歩は本屋から 今より少しでも ましな世界を

よりまし堂 店主
フリー編集者
岩下 結



一年前の春、東京都日野市の南平駅近くに小さな店を開いた。店名は「本屋とキッチン よりまし堂」。地元市民運動で知り合った友人がカフェ＆フード、私が本屋を担当して共同運営している。近年、各地に増加中の「独立系書店」のひとつだ。

世界情勢も国内政治も、絶望しそうなニュースばかり。戦争も差別もなくなる気配がない。それでも、いい本と食事を共にする時間を通じて、今より少しでもましな世界を想像してもらえたら——そんな思いを店名に込めた。



岩下結さん(左)とキッチン担当の小川佳代子さん

「セーフリースペース」。障がいがある人も、セクシャルティが多数派と異なる人も、子どもや老親のケアを担っている人も、個人として安心して過ごせる場にしたい。店内のバリアフリーにこだわり、「ヘイト本」を置かないのもそのためだ。代わりに、戦争や平和、憲法やジェンダーに関する本はかなり多い。反戦メッセージのTシャツやパレスチナ支援グッズも置いている。

地域の中にこんな少し変わった店があることで、日常の中で「憲法」や「平和」という言葉を口にするのが、おかしなことでも、大それたことでもないと感じてもらえたら嬉しいと思っている。

岩下さんセレクト
平和・憲法を考える本

Z世代は戦後初めて銃をとる世代になるかもしれない

丹羽宇一郎著
東洋経済新報社(2026年)

日本を代表する財界人でありながら、反戦平和を訴え続けた丹羽宇一郎さん(2025年逝去)の遺作。戦中に生まれ、戦後80年を人生と重ねてきた世代として、平和国家日本を次世代に受け継ぎたいという切実な思いが行间にあふれる。

**100年先の憲法へ——
『虎に翼』が教えてくれたこと**

太田啓子 著
太郎次郎社エディタス(2025年)

大ヒットしたNHKの朝ドラマ『虎に翼』の主演は日本国憲法そのもの？ フェミニストとしての発言や活動でも

知られる弁護士が、ドラマのエピソードを交えて憲法の基本を解説。憲法カフェなどの参考書としてもおすすめ。

父さんはどうしてヒトラーに投票したの？

ディディエ・エニックス文 PEF 絵
解放出版社(2019年)

戦前ドイツでナチスがどのように政権を握り、社会がどう変わっていったかを子どもの目線で描いた絵本。外国への敵意を煽り、ユダヤ人や障がい者を排除する政治は庶民にも大きな代償をもたらした。ヒトラーを支持した「父さん」たちも、一人ひとりはおき父親だったはず。いつか同じ質問をされないために、私たちの今が問われている。

いわした・ゆう
本の編集歴20年以上。担当書籍に『これからの男の子たちへ』(大月書店)、『ヘイトをのりこえる教室』(大月書店)、『差別はたいへい悪意のない人がする』(大月書店)、『お寺に嫁いだ私がフェミニズムに出会って考えたこと』(地平社)、『男と女、どっちが正しい?』(集英社)など、話題作多数。

本屋とキッチン よりまし堂
<https://yorimashido.stores.jp/>



「若い女性のためのジェンダー講座」レポート

無意識の「縛り」から自由になろう！



初対面でも抜群のチームワークで素敵なツールを完成させた

大阪・日本YWCA共催のジェンダー講座が、2026年2月21日から2日間の日程で開催。全国から8名のユースが会場の大阪YWCAに集い、共に学び、考え、語り合い、無意識に自分を縛るジェンダーバイアスを断ち切るためのツールを作成しました。

バスの運転手が女性なら
ちょっと不安になる？

初日は、フェミニニストで作家のアルテイシアさんの公開講座からスタート。ジェンダーについて、わかりやすくユーモアを交えた話に、ユースたちは笑いながらも真剣に聞き入っていました。

講演の後は「セーフスペース」をつくるためのワークショップ。初めて顔を合わせた参加者が意見を出し合い、この2日間を安心して対話できる場にするための約束事を決めました。そしてこの約束を大切にしながら、ジェンダーバイアスのワークショップを実施。「ベビー服の色といえば、男の子は青、女の子はピンクだと思う?」「電車やバスの運転手が女だったら、大丈夫かなあとと思う?」などと書かれたカードを引いて、「そう思う」「そう思わない」を答え、その理由を語り合いました。それぞれの経験に基づいた多様な考えが共有されたところで、ジェンダーバイアスを断ち切るための発信ツールの企画会議。みんなで話し合い、「小冊子」と「すごろく」をつくることと決定しました。

初日の締めくくりは、24年度の「国連女性の地位委員会（CSW69）」に



手持ちのシールや手描きの文字でコラージュした小冊子「ジェンダーバイアスすごろく」は実践用に改良する予定

派遣されたメンバーによる報告会。同世代のメンバーが語る活気に満ちた現地の様子、パラレルイベントの取り組みなど、参加者たちは大いに刺激を受けたようで、活発な質疑応答が繰り返されました。

対面の出会いがもたらす
エンパワメント

二日目は、一日目に企画した発信ツールを作成しました。小冊子チームは、それぞれが経験したジェンダーに関するモヤモヤを言語化し、自分なりの乗り越え方、お勧めの本などを誌面で紹介。内容もデザインもページごと

に担当者の個性が光る一冊に仕上げました。

すごろくチームは、自分たちが経験したジェンダーバイアスをもとにマスを考案。プレイヤー間の対話を促す仕掛けを盛り込むなど、工夫を凝らしています。発表会も盛り上がり、今後の活用方法にまで話が及びました。

終了後も会場に残って話の続きで盛り上がるなど、ユースたちの間に対面プログラムならではの「つながり」が生まれたようです。アンケートにはこんな声が寄せられました。

「想いを言語化したことで自信を持てた。みんなが作ったこの空間だから言葉にすることができたと思う」

「対面イベントは楽しく、仲間がたくさんいると感じられ、エンパワーされました」

「自分と同じ想いをもつ人と関わることができて本当によかったです」

ここで芽生えた学びとつながりが、一人ひとりの歩みの中で豊かに実り、広がることを願っています。

日本YWCA職員 加藤千佳子

「小冊子」を一部公開！
詳細なレポート配信





2025年度 寄付報告 (2025年4月1日~ 2026年3月31日)



- 日本YWCA賛助費 1,110,000円
- ピースメーカーズ募金 3,923,721円
- 日本YWCAユース・エンパワメント基金 302,200円
- 東日本大震災被災者支援募金 798,331円
- 災害時支援募金 4,564,394円
(パレスチナYWCA支援、ウクライナ支援、ビルマ/ミャンマー支援)
- オリーブの木キャンペーン募金 978,400円
- セーフスペース・カフェ「ここ*LOCO」への活動支援 15,000円

【 2026年度もよろしくお願いたします 】

※当法人へのご寄付は、税額控除の対象となります。 ※メールまたは振替用紙通信欄で次の情報をお知らせください。領収書を発行します。
 ①振込日 ②金額 ③名前 ④住所 ⑤寄付項目 ⑥名前のアルファベット表記(オリーブの木キャンペーンへのご寄付のみ)
 ※ご希望の寄付項目を必ずご指定ください。

振込先 三井住友銀行 飯田橋支店 普通預金 1198743 (口座名義) 公益財団法人 日本 YWCA コトバザイノホジノホクワダブリュシエ
 ゆうちょ銀行 〇一九支店(ゼロイチキュー) 当座預金 23723 (口座名義) 公益財団法人 日本 YWCA ザイニホクワダブリュシエ

郵便振替 (記号番号)00170-7-23723 (加入者名) 公益財団法人日本 YWCA

『そうだったのか! 憲法』

改憲の動きが加速する2018年、まずは憲法の魅力に気付いてもらおうと日本YWCA編集委員会が発行した会話スタイルの小冊子。架空キャラの若らん子が弁護士を相手に繰り広げる本音トークが共感を呼び、イベントや学習会で用いられてきました。「人権が保障されていると言われても、ピンとこない」「ミサイルが飛んできて何もできないってどうなの?」「素晴らしい憲法の下にあるなら、なんで自分は生きづらいの?」世の中にも憲法にもモヤモヤしている人に渡したい1冊。自民党の改憲草案(当時)との比較にも注目。



PDF版

https://www.ywca.or.jp/pdf/2021/kenpou.pdf



紙版の問い合わせ

office-japan@ywca.or.jp

- ご協力ありがとうございます**
- 賛助費
 - 鶴崎祥子 古川道子 牧甫
 - 松田和子 桃井明男 吉田瑠都
 - ピースメーカーズ募金 (平和を創り出す女性のリーダーシップ養成)
 - 犬伏邦明 篠原道男 鶴崎祥子
 - 古川道子 牧甫 山地憲太
 - 株式会社日美 Peace Factory 事業部
 - 日本基督教団代々木上原教会
 - 東洋英和女学院 中高部 宗教委員会
 - 一般財団法人広島YWCA
 - 災害時支援募金 (国内外の災害被災者支援)
 - 嘉屋陽子 鶴崎祥子
 - 学校法人東洋英和女学院 宗教教育委員会
 - 一般財団法人福岡YWCA
 - 公益財団法人福岡YWCA
 - (オリーブの木キャンペーン募金)
 - 近野玲子 鶴崎祥子 古谷都紀子
 - 吉岡真紀子
 - 日本キリスト教団千葉支区女性ヤスクニ集会
 - 日本基督教団代々木上原教会
 - 一般財団法人函館YWCA
 - (ウクライナ支援)
 - 一般財団法人広島YWCA
 - 市川美樹 大塚啓司 鶴崎祥子
 - 牧甫 松田和子 眞鍋全
 - 公益財団法人東京YWCA
 - 一般財団法人函館YWCA
 - 公益財団法人福岡YWCA
 - (パレスチナYWCA支援)
 - 鶴崎祥子 古谷都紀子 牧甫
 - 松田和子
 - 公益財団法人名古屋YWCA プッククラブf
 - 一般財団法人函館YWCA
 - (ビルマ/ミャンマー支援募金)
 - 鶴崎祥子 三上貴子
 - 公益財団法人東京YWCA
 - 東日本大震災被災者支援募金
 - 鶴崎祥子 古谷都紀子
 - 椎葉優「権の葉に捧ぐ」
 - 学校法人東洋英和女学院 宗教教育委員会
 - 弘前YWCA
 - 日本YWCAユースエンパワメント基金
 - 嘉屋陽子 牧甫
- 称略 (2026年2月16日~4月15日敬)

発行所 公益財団法人日本YWCA 〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館302号室
 Tel. 03・3292・6121 Fax. 03・3292・6122 office-japan@ywca.or.jp www.ywca.or.jp

編集発行人 藤谷佐斗子/偶数月1日発行

旬な情報発信しています | メルマガ登録 y-net@ywca.or.jp | フェイスブック www.facebook.com/YWCAJapan